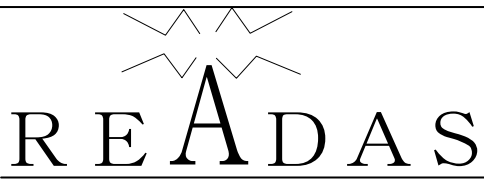


第 5277 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2015年)平成27年 7月29日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 贈与により有期定期金の受給権を取得した場合

Q：私は、このたび夫が掛金を負担していた定期金給付契約に基づく受給権を取得しました。この契約に基づく定期金は、10年間、毎年一定金額が支給されるというものです。この場合の取扱いは、どのようになりますか？

A：贈与があったものとみなされます。

【解説】

あなたは、定期金給付契約に基づく受給権を、ご主人からその支給が始まった時に、贈与により取得したものとみなされます。取得した定期金給付契約に基づく受給権は、有期定期金となり、次の①から③のいずれか多い金額で評価します。

- ① 支給が始まった時における解約返戻金の金額
- ② 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、その一時金の額
- ③ 給付金を受けるべき金額の1年あたりの平均額×残存期間に应ずる予定利率による複利年金現価率

(例) 毎年1,500,000円の給付を10年間受ける権利を取得した場合

- ① 解約返戻金の金額 : 14,300,000円
- ② 一時金の額 : 14,370,000円
- ③ 予定利率による金額 : 1,500,000円 × 9.222(注) = 13,833,000円

(注) 予定利率1.5%の10年の複利年金現価率

- ①から③のいずれか多い金額
14,370,000円・・・評価額

